

# 富士小校区まちづくり推進協議会規約（改定6版）

## （名称）

第1条 本会は、富士小校区まちづくり推進協議会（以下「本協議会」）と称す。

## （事務所）

第2条 本協議会は、事務所を富士が丘コミュニティセンターに置く。

## （目的）

第3条 本協議会は、富士小校区における地域内諸問題に対し、地域活動の主体として事業計画を作成し、行政と共に、安全で安心な暮らしやすい地域を目指して事業を推進する事を目的とする。

## （活動）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成する為に、次の各号の事業を行う。

- （1）協議会の予算、決算などに関すること。
- （2）広報に関すること。
- （3）防災・防犯に関すること。
- （4）福祉に関すること。
- （5）多世代交流（高齢者、子どもなど）に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、地域の課題解決やまちづくりの推進に関すること。

2. 本協議会は、活動に当たって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする事業は行わない。

## （組織）

第5条 本協議会は、富士小校区で活動している別表に掲げる各種団体の代表者（以下「代表者」）、及び本協議会の活動趣旨に賛同し役員が推薦するまち協活動者（以下「委員」）により構成する。構成メンバーについては別紙に定め、総会で承認を得る。

## （役員）

第6条 本協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- |         |               |
|---------|---------------|
| （1）会長   | 1名            |
| （2）副会長  | 3名            |
| （3）事務局長 | 1名 及び事務局員 若干名 |
| （4）会計   | 1名 及び会計補佐 若干名 |
| （5）会計監査 | 1名            |
| （6）広報部長 | 1名 及び広報補佐 若干名 |
| （7）顧問   | 若干名           |

2. 役員を選任

役員は、総会において構成団体の代表者、構成団体の会員或いは当協議会の事務局の中から選任する。但し、会長、副会長の内少なくとも1名は、各自治会長より選任する。

### 3. 役員の解任

- (1) 心身の故障のため、職務遂行が出来ないと認められるとき
- (2) 規約、法令並びに総会および役員会決議に従い誠実に職務を遂行出来ないとき
- (3) その他やむを得ないと認められるとき

4. 会計監査は、原則として(1)～(4)の役員と兼務することはできない。

### (役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 事務局長は、協議会の事務を総括する。事務局員は事務局長を補佐し、事務事項を担当する。

4. 会計は、協議会の会計事務を担当する。

5. 会計監査は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告する。

6. 顧問は、協議会の運営及び活動についての意見を具申する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は、定期総会の終了時点から翌年の役員が選任される総会終結までの約1年とする。但し欠員により選任された役員任期は、残任期間とする。

2. 役員は再任することができる。但し、会長の任期は、原則として4年を超える事は出来ない。

3. 前項の会長任期についての規定は総会で特別に承認された場合には重任することを妨げない。

4. いずれかの構成団体の代表者が慣例上当協議会の役員指定席となっている場合には、その団体の役職名をもって役員を選任を行うことができ、またその任期は第1項の記載に拘わらず、構成団体の代表者の任期をもって当協議会の役員任期とする。

### (総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、別表に定める構成団体の代表者又はそれに準ずる者と、委員により構成する。

2. 別紙に示す協議会の構成メンバーについては、総会の承認を得るものとする。但し年度途中での構成メンバーの追加・変更については役員会で決定し、総会・全体会議での事後承認を得る。

3. 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して重要な事項

4. 総会は、会長が招集し各団体代表者及び委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5. 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6. 総会は、議長と書記を選任し、書記は議事録を作成する。

7. 総会は、年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき及び構成メンバーの過半数の要望があったときに、全体会議として随時開催することができる。

#### **(総会の議事録の公開)**

第10条 総会の議事内容については、書記が議事録を作成し、役員会で承認後会長が署名する。構成メンバーに配布すること。

2. 校区住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

3. 会長は、協議会の活動内容を広く周知する為、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開する事。

#### **(役員会)**

第11条 役員会は第6条第1号から6号に定めるもの及び第12条で規定する部会長で構成する。

2. 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議・決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項。
- (2) 事業報告及び決算に関する事項。
- (3) 評議・決定した事項を、校区住民に周知する事項。
- (4) 協議会の運営に関し、緊急を要する重要事項。
- (5) 総会及び全体会議の議決を要しない会務の執行に関する事項。

3. 前号4項の事項を評議・議決したときは、会長は次の総会又は全体会議に報告し、その承認を求める必要がある。

4. 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

5. 役員会は、役員会構成員の過半数（含む委任状）の出席で成立し、出席者の過半数で議決することとする。同数の場合は、議長が決する。

6. 会長が必要と認めるときは、役員会に関係者を招へいし、説明・意見を求める事が出来る。

#### **（事務局の設置）**

第12条 本協議会の会務を円滑に推進する為に、コミセン事務を設置する事が出来る。コミセン事務は富士が丘コミュニティセンターにおき、若干名の事務員を置く。必要に応じて専任の事務員を雇用する事が出来る。設置・運営の詳細については役員会で決定する。

#### **（専門部会）**

第13条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動する場合に設置することができる。

2. 専門部会は、役員、各団体代表者及び委員のなかから、会長が推薦するもので構成する。

3. 専門部会の部会長及び副部会長は互選により決定する。部会長は部会の運営を総括し、副部会長は部会長を補佐する。部会長は役員会に出席する。

4. 次に示す専門部会を常設とし、概略の活動内容・範囲を示す。

（1）広報部会（広報委員会）；協議会の広報に関する事項（広報紙発行、富士が丘ポータルサイト運営管理）を担当する。

（2）ボランティア部会；協議会の活動趣旨に賛同して頂けるボランティアを事前登録し、校区内での諸活動の際に、活動に参加して頂く。

5. 常設以外の専門部会設置は、校区住民からの要望などを受けて、役員会で決定する。

6. 専門部会の活動は、役員会に報告すると共に、総会又は全体会議において報告・承認を要する。

#### **（事業計画及び予算）**

第14条 本協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会での議決を経て定める。

2. 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用する。

#### **（事業報告及び決算）**

第 15 条 本協議会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後に速やかに役員会が作成し、会計監査の監査を受けて、総会での承認を得ること。

**(経費)**

第 16 条 本協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第 17 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

**(監査と報告)**

第 18 条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

**(会計及び資産帳簿の整備と公開)**

第 19 条 本協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備すること。

2. 校区住民は、会長に申し出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。但し、個人情報に関する事項があれば、その部分を除いて公開すること。

**(議事録、帳簿書類の保存年数)**

第 20 条 議事録、会計に関する帳簿などの保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 議事録、及びその他の関係資料 | 3 年 |
| (2) 会計資料（予算書及び決算書） | 5 年 |

**(委任)**

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り決定するものとする。

2. 本規約の改廃は、総会又は全体会議の議決により行う。

**附則（制定・改定履歴は省略）**

最終改訂は、令和 3 年 6 月 3 日。

以 上